

25外部監査公表第1号（平成25年4月25日付 福岡市公報第6013号公表）分

福岡市(外郭団体を含む)の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について

第2部 総論

第2章 監査の視点と全体的意見

第2 監査の視点と全体的意見

監査の結果	措置の状況
<p>1 貸付金制度の根拠法令等 (指摘1)</p> <p>貸付金制度を開始するためには、その公益性、必要性及び償還期限（制度の終期）等の根拠となる要綱を作成すべきであり、現行の要綱を欠く貸付金については、今後も貸付金制度の継続が予想されるのであれば、早急に、要綱を作成することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(財政調整課)</p>	<p>【他の方法で対応（平成25年10月16日通知）】</p> <p>各論にてそれぞれ検討中である。</p>
<p>(意見1)</p> <p>制定されている貸付金制度の根拠条例、要綱、細則等についても、その規定内容及び規定相互間の齟齬の有無について、整理・検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(財政調整課)</p>	<p>【他の方法で対応（平成25年10月16日通知）】</p> <p>各論にてそれぞれ検討中である。</p>
<p>3 単年度償還制度について (意見2)</p> <p>短期・単年度貸付を反復し、継続的に実施する単年度償還制度は、安定的な財政運営、財政運営の透明性・説明責任の観点から、長期貸付又は補助金や基金化による見直しを検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(財政調整課)</p>	<p>【他の方法で対応（平成25年10月16日通知）】</p> <p>各論にてそれぞれ検討中である。</p>
<p>(指摘2)</p> <p>単年度償還制度貸付・預託金の見直しを終了するまでの措置として、貸付金の根拠条例・要綱等において、当該貸付金の実質は長期貸付（預託）金であること、その償還・返済の期限等を明記するよう</p>	<p>【他の方法で対応（平成25年10月16日通知）】</p> <p>各論にてそれぞれ検討中である。</p>

<p>改善すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	
<p>4 期限の利益喪失条項について (指摘3)</p> <p>合理的な回収事務を遂行するため、また裁判上の請求をするためには、貸付金の根拠となる条例や要綱には期限の利益喪失条項を明記し、かつ借用証等においても同条項を明記することが絶対に必要である。また、同条項を欠いて貸付けた債権については、滞納債務者に対し、債務承認や履行延期の特約合意をするときに、承認書や誓約書に期限の利益喪失条項を記載することが必要である。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>債権管理に関する手順等を示した「債権管理マニュアル（平成26年2月策定）」において、契約時の契約書に期限の利益喪失条項を規定することとしたほか、同条項の規定がなく契約したものについては、納付誓約書徴収時等に同条項を追加する取扱いとした。</p>
<p>5 債権の管理・回収について (指摘4)</p> <p>施行令の厳格な規定を遵守するためには、債務者の経済状況等に関する情報を収集して、履行延期や分割弁済の特約をし、また、適切な時機に訴訟・非訟手続による履行請求をするべきである。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>「福岡市債権管理条例（平成26年3月制定）」において、地方自治法施行令等に基づく徴収手続を遵守する旨を規定したほか、「債権管理マニュアル（平成26年2月策定）」において、納付交渉や調査による情報収集のほか、履行延期の特約等の徴収緩和措置や訴訟等による履行請求に関する具体的な手順を示した。</p>
<p>6 不納欠損処理について (意見3)</p> <p>回収不能な債権の繰越を繰返さず、財務の透明性・信頼性を保持するために、議会への債権放棄提案の基準を検討し、規則等を作成して、適切な時期に適正に債権放棄をして、不納欠損処理ができるようにすべきである。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>「福岡市債権管理条例（平成26年3月制定）」において、破産免責や相続の限定承認により弁済がなされない場合など、明らかに回収ができないと見込まれる場合に限って、債権放棄を行うことができる旨を規定した。</p>
<p>7 債権管理・回収及び不納欠損処理を適切に実施するための方策について (指摘5)</p>	<p>【他の方法で対応（令和3年3月23日通知）】</p> <p>機動的・効率的な債権回収事務を進める</p>

<p>昭和33年に制定された「市長の専決処分事項に関する条例」は、現在の状況に適しない不十分なものであるから、機動的・効率的な債権回収事務ができるように、専決処分事項及びその範囲を明確にし、かつ拡張するよう改善すべきである。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p>ためには、まずは債権所管課における法的措置に係る事務の支援体制を充実させる必要があることから、令和2年8月より弁護士を活用した税外債権の回収に係る法的措置等支援事業を開始した。</p>
<p>(意見4)</p> <p>公債権については「福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例」が定められて、督促及び延滞金徴収事務の統一的な運用がなされているところ、同条例は貸付金(私債権)には適用されないので、私債権についても、統一的な規定を設けて、統一的な運用をすることが必要である。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p><b>【措置済(平成26年8月26日通知)】</b></p> <p>「債権管理マニュアル(平成26年2月策定)」において、「福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例」と同様の期日で貸付金(私法上の債権)の督促を行うほか、契約書や民法等に規定する遅延損害金を徴収する取扱いとした。</p>
<p>(意見5)</p> <p>貸付金所管課限りの限られた情報に基づく債権の管理・回収には限界があり、効率的な回収事務、適正な債権管理を遂行することは、市の財源確保及び市民負担の公平性に資することであるから、貸付金所管課が保有する個人情報の共有化を検討する必要がある。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p><b>【措置済(平成26年8月26日通知)】</b></p> <p>「福岡市債権管理条例(平成26年3月制定)」において、事務の遂行に必要な限度で、法令上の規定に従い、債権所管課間で滞納者情報の利用ができる旨の規定を設けた。</p>
<p>(意見6)</p> <p>適正かつ統一的、効率的な貸付金債権の管理・回収事務を執行するためには、統一的な基準を示すことが必要であるので、これまでの債権管理・回収事務や研修等の成果を踏まえて、全庁的な取り組みとして、私債権管理条例の制定を検討する必要がある。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p><b>【措置済(平成26年8月26日通知)】</b></p> <p>徴収手続の適正な実施を図るため、債権管理に関する基準等を示した「福岡市債権管理条例(平成26年3月制定)」を制定した。</p>

### 第3部 各論

#### 第2章 財政局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市施設整備公社貸付金 (意見7)</p> <p>単年度貸付については、長期貸付への変更を検討すべきである。</p> <p>(アセットマネジメント推進課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>福岡市施設整備公社貸付金のあり方について、長期貸付への変更を含め、検討・協議し、公社の事業内容等を踏まえ、現行手法を継続する方向で取り組むこととした。</p>

#### 第3章 市民局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 集会施設用地購入資金融資（預託金） (意見8)</p> <p>単年度預託である点については、できるだけ速やかに改善すべきである。</p> <p>(公民館調整課)</p>	<p>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</p> <p>単年度預託である点については、毎年度の期間中における金融機関毎の融資残高の増減の見込みを前提に預託しているものであるため、実施方法としては適正であると考えている。</p>
<p>(意見9)</p> <p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的にわかるような要綱に改正すべきである。</p> <p>(公民館調整課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>福岡市集会施設用地購入資金融資制度要綱を一部改正し、預託の終了時期を明記した。</p>
<p>2 福岡市若年者専修学校等技能習得資金 (意見10)</p> <p>福岡県と協議のうえ、県要綱、条例、施行規則にしたがって不納欠損処理を適切に行うべきである。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</p> <p>県事業であるため、福岡県と協議し、福岡市で策定予定である債権管理マニュアルに沿って、平成26年度以降、必要な措置を行う予定である。</p>
<p>(意見11)</p> <p>施行規則等で返済を怠った場合の期限の利益喪失を規定し、誓約書及び借用証書にもその旨の条項を入れるべきである。</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>期限の利益喪失については、平成26年4月に施行規則を改め、同条項を盛り込み、併せて誓約書及び借用証書の様式にそ</p>

<p>る。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>の旨を記載した。</p>
<p>(意見12)</p> <p>延滞利子を適正に請求し、免除規定とあわせて運用することにより債権回収を図るべきである。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>延滞利子は、催告書において定期的に請求する。</p>
<p>3 福岡市消費者訴訟資金貸付金</p> <p>(意見13)</p> <p>条例第30条第1項第2号の「当該訴訟資金の額が損害の額を超え、又は超えるおそれがある等」の文言は、「損害の額に対する当該訴訟資金の割合が大きい場合等」等に改めることが望ましい。</p> <p>(消費生活センター)</p>	<p>【措置を行わない（平成27年7月29日通知）】</p> <p>他都市の状況及び消費生活審議会の意見を踏まえ検討したところ、訴訟資金の貸付の申し込みを受けた際は、条例施行規則により、当該申し込みに係る必要な調査を行うとともに、消費生活審議会の意見を聴いて、訴訟資金貸付の可否及び貸付額を決定することとしており、これにより適正に運用できることから、条例第30条第1項第2号の例示の文言の修正は必要なく、措置を行わないこととした。</p>
<p>(意見14)</p> <p>消費生活審議会のあっせん等に付されていることを本貸付金の貸付の要件とする条例第30条第1項第3号は削除を検討すべきである。</p> <p>(消費生活センター)</p>	<p>【措置を行わない（平成27年7月29日通知）】</p> <p>本貸付金の貸付の要件とする福岡市消費生活審議会のあっせん等は、学識経験者など、消費者問題について専門的な知識・経験を有する委員で構成される審議会により行われることで、相談員によるあっせんでは解決が困難な紛争について、裁判よりも簡易な手続きで公正・迅速・廉価な解決を促す裁判外紛争解決手続きとして導入した制度である。</p> <p>他都市の状況及び消費生活審議会の意見を踏まえ検討したところ、訴訟に先立って、審議会のあっせん等に付すことが、消費者にとって、より早期で柔軟な解決を促す手段として、有効であることから、当該要件は必要であると判断し、措置を行わな</p>

	いこととした。
<p>4 更生資金貸付金 (指摘6)</p> <p>時効期間の経過のみによって時効援用があったとみなす扱いはせず、援用の意思表示を確認すべきである。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>平成26年4月施行の「福岡市債権管理条例」に準じ、適切に時効の取扱を行うこととした。</p>
<p>(意見15)</p> <p>時効中断のための努力が不十分である。債務承認書を取り付けるなど、時効完成に至らないような管理に努めるべきである。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>債務者の状況に応じ、債務承認書（分納誓約書など）を取り付け時効完成に至らないような管理に努める。</p>
<p>(意見16)</p> <p>不納欠損処理（権利放棄を求めるもの）の基準を適切に定め、それにしたがって不納欠損処理を行うべきである。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>平成26年4月施行の「福岡市債権管理条例」に準じ、新たに債権放棄処理の基準を定め、不能欠損処理を適切に行うことにした。</p>

#### 第4章 こども未来局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 母子・寡婦福祉資金貸付金 (指摘7)</p> <p>現在、期限の利益喪失についてマニュアルに規定がないためか、契約書等にもまったく記載がみられない。そのために回収業務が極めて煩雑で非効率的となっている。今後の貸付においては早急にマニュアル・契約書等を整備し、期限の利益喪失条項を利用して効率的な回収を図るべきである。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>事務処理マニュアルを整備し、申請書、借用書に期限の利益の喪失を記載することとした。</p>
<p>(指摘8)</p> <p>滞納中の貸付金が存在するにも関わらず、これを督促状に記載せず、当該返済時期に関する滞納分のみを記載するという現在の事務処理は、福岡市の債権回収</p>	<p>【他の方法で対応（平成25年10月16日通知）】</p> <p>督促状については、催告書と区別するため、変更せず実施するが、督促状の記載金額以外にも滞納のある長期滞納者などに</p>

<p>という面からみても、債務者へのわかりやすさと言う面からみても、問題が大きい。少なくとも、これまでの滞納額の累積額を記載した督促状を送付するように改めるべきである。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>については、早期に催告できるようにシステム改修等を行う予定である。</p>
<p>(意見17)</p> <p>本貸付金については、電話督促や戸別訪問等による督促が行われているが、借受人と直接接触して督促しているにも拘らず、必ずしも現実の回収にあたって必要となる情報が得られていない。福岡市においては、督促にあたって、現実の回収を見据えた情報収集を行うことが望ましい。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>電話督促や戸別訪問時に接触が出来た場合には、携帯番号、就業状況、職場連絡先、毎月の収入などを貸付システムの特記事項に入力することを徹底した。</p>
<p>(意見18)</p> <p>本貸付金は弁済期が比較的長期のものが多く、弁済日が古いものから順次消滅時効にかかってしまっている状況である。福岡市においては、債務承認を取ることや訴訟提起等を償還指導スケジュール等に組み込むことにより早期に時効中断手続きをとることが必要である。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>財政局が作成した「債権管理マニュアル」の徴収手続きにしたがい、償還スケジュールに各滞納者に適切な時効中断手続きを取ることを組み込むこととした。</p>
<p>(指摘9)</p> <p>本貸付金については、母子及び寡婦福祉法施行令において、年10.75%の遅延損害金をとらなければならない旨の定めが置かれているにもかかわらず、マニュアル・契約書等に遅延損害金の定めがなく、遅延損害金が徴収されていないため、母子及び寡婦福祉法施行令に違反した処理がされている。福岡市においては、遅延損害金の定めをマニュアル、契約書等に加筆して原則として遅延損害金</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>違約金(指摘の遅延損害金)については、事務処理マニュアル等の修正を行い、徴収方法や免除などの規定について整備を行うこととした。</p>

<p>の徴収を行うべきであり、特別な事情で遅延損害金を徴収するべきではない事案については、適正な手続きにのっとりて免除等の手続きを経る必要がある。</p> <p>(こども家庭課)</p>	
<p>(指摘10)</p> <p>本貸付金については、地方自治法施行令上必要とされている債権回収手続きがとられておらず、その手続きをとらないという決定もなされていない。そのため、多くの貸付金について消滅時効が完成してしまっている。</p> <p>地方自治法施行令上、督促によっても返済がなされない場合には訴訟手続きをとることが原則とされていることから、本貸付金についても原則としては訴訟手続きをとることを検討すべきであるし、訴訟手続きをとることが妥当でないものについては、相当な理由をもって訴訟手続きを行わないという決定をして、期限延長等の合意をすべきである。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>督促においても返済がなされない債権については、財政局が作成した「債権管理マニュアル」の徴収手続きにしたがい、訴訟手続きについて事務処理マニュアルに記載することとした。</p>
<p>(意見19)</p> <p>本貸付金については、マニュアルが制定されており、貸付・回収業務に携わる職員はマニュアルをもとに手続きを進めているようである。しかしながら、マニュアルには、督促によっても返済されなかった債権について訴訟手続きを取る必要があること、また訴訟手続きをとらないのであれば、期限延長合意等を行わなければならないことが記載されていない。法令上、訴訟手続きもしくは期限延長合意等を行うことが義務付けられていることから、この点をマニュアルに加筆すべきである。</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>督促によっても返済がなされない債権については、財政局が作成した「債権管理マニュアル」の徴収手続きにしたがい、訴訟手続きについて事務処理マニュアルに記載することとした。</p>



(こども家庭課)	
<p>(意見20)</p> <p>本貸付金については、既に時効期間が経過しているものが多数存在し、その他にも回収可能性がないものが多くあることが見込まれる。このような回収見込みのない債権が市の財産として計上されることは市の会計の透明性という観点から問題であると考えられるので、時効期間が経過しているもの等については随時回収の可否を検討し、回収不可能とするものについては、会計上の処理にも反映させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(こども家庭課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>時効期間経過後の取扱については、「福岡市債権管理条例」に基づき、回収見込みについて調査を行い、回収不能と判断したものから不納欠損処理を行うこととした。</p>
<p>(意見21)</p> <p>本貸付金については、不納欠損にかかるマニュアルの記載に不適切な記載が複数みられる。福岡市においては、早急にマニュアルを改訂し、回収不可能な債権について不納欠損処理することができる体制を作る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(こども家庭課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>不納欠損処理については、「福岡市債権管理条例」に規定されたため、これに合わせて事務処理マニュアルの改訂を行うこととした。</p>
<p>2 福岡市家庭的保育事業敷金貸付金</p> <p>(意見22)</p> <p>「貸付」は、貸付額の全額が返済されることを前提とするものである。しかしながら、本貸付金においては、貸付金交付当初から一部の返還を要しないことが予定されており、返還を要しない敷金額（少なくとも原状復帰費用相当額）を貸付金として交付していることには問題があると思われる。交付後に免除すべき事由が生じて免除するのであれば免除もありうるが、交付時から返済を予定していないことから、免除にもそぐわない。少なくとも原状復帰費用については、全額</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>本貸付金は敷金の貸付金であり、敷金精算終了後に貸付金の返済を予定しているものである。原状復帰費用が発生する場合については、その費用相当額を返済額から控除するものであり、原状復帰費用は退去時に清算されるものであることから、貸付当初から原状復帰費用を算出することは困難であり、また原状復帰費用が不要になる場合もあることから、貸付当初から原状復帰費用相当額を補助金として交付することは困難である。</p> <p>また、26年度以降の新規貸付分より、退去時に原状復帰費用を差し引いた額を市</p>

<p>回収したうえで同額を補助する形をとるか、当初から補助金を交付する等、実態に即した契約形態にすることが望ましい。</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p>へ返還する旨を貸付金の契約書へ明記することとした。</p>
<p>(意見23)</p> <p>今後、本貸付を行うにあたっては、敷金額のみならず、敷引特約や原状復帰にかかる約定等、本貸付金の返済を受けるにあたって重要となる約定まで確認し、必要があれば家庭的保育事業実施者に対して貸借人との協議を指示する等の対応をとるべきである。</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>26年度以降の新規貸付分より、原状復帰費用が確認できる貸借契約書等を徴する旨を貸付金の契約書に明記することとした。</p>
<p>(意見24)</p> <p>現状どおり、原状復帰費用について返済義務を負わない形の金銭消費貸借契約を締結するのであれば、金銭消費貸借契約書にもその旨を明記するべきである。</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>契約書への記載については、26年度以降の新規貸付分より、原状復帰費用を差し引いた額を市へ返還する旨を明記することとした。</p>
<p>3 福岡市私立幼稚園振興資金貸付金</p> <p>(意見25)</p> <p>単年度貸付については、できるだけ速やかに改めるべきである。</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>平成26年度に、新規の貸付は廃止とした。</p>
<p>(意見26)</p> <p>単年度貸付を前提にするとしても、貸付の終了時期を決めて行うべきであり、貸付の終了時期を含めて、貸付制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>平成26年度に、新規の貸付は廃止とした。</p>
<p>4 福岡市貸付分園貸付金</p> <p>(意見27)</p> <p>本来、「貸付」は、貸し付けた額全額の返済が予定されたものである。しかしな</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>本貸付金は敷金の貸付であり、敷金清算終了後に貸付金の返済を予定しているものである。原状復帰費用が発生する場合には、その費用相当額を返済額から控</p>

<p>から、本貸付金については、当初から全額の返済が予定されていない。当初から返済されない金銭の交付は貸付とは言えないことから、補助金として交付したうえで、返還された敷金額は償還させるか、もしくは、少なくとも当初から返済が予定されていない原状復帰費用については補助金として交付する等、条件に合致した契約・交付方法を検討すべきである。</p> <p>(保育課)</p>	<p>除するものであり、原状復帰費用は退去時に清算されるものであることから、貸付当初から原状復帰費用を算出することは困難であり、また、原状復帰費用が不要になる場合もあることから、貸付当初から原状復帰相当額を補助金として交付することは困難である。</p> <p>また、26年度以降の新規貸付分より、退去時に原状復帰費用を差し引いた額を市へ返還する旨を貸付金の契約書へ明記することとした。</p>
<p>(意見28)</p> <p>本貸付金は、賃貸借契約終了後に賃貸人から保育園に返済された額が保育園から福岡市に返済されることになるため、保育園の負担となる原状復帰の範囲等、福岡市の利害に関する部分については契約を確認した上で積極的に意見を述べられたい。</p> <p>(保育課)</p>	<p>【措置済（平成25年10月16日通知）】</p> <p>原状復帰の範囲等、福岡市の利害に関する部分については、契約前に内容を確認の上、積極的に意見を述べることとしている。</p>
<p>5 民間保育所施設整備資金原資貸付金</p> <p>(意見29)</p> <p>本貸付金は、現在の利用状況から考えれば、貸付制度の必要性について疑問がある。また、条件緩和等による利用の増加も見込まれず、類似の、主要な要件がより緩やかな貸付制度が存在することを考えれば、貸付制度の廃止により保育施設の整備等に支障が生じるとも思われない。</p> <p>本市においては、本貸付金の必要性を再検討して頂きたい。</p> <p>(保育課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関の融資制度も拡充されてきていることから、平成26年度をもって事業を廃止することとしている。</p>
<p>(指摘11)</p> <p>本貸付金の目的は保育施設へ施設整備等に要する資金を貸し付けることにあるのであるから、保育施設への貸付の必要</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関</p>

<p>性のない資金を支出すべきではない。</p> <p>本市においては、必要のない資金を支出する手法を改め、必要性の認められるものについてのみ貸付を実行できるような方法を検討する必要がある。</p> <p>(保育課)</p>	<p>の融資制度も拡充されてきていることから、平成26年度をもって事業を廃止することとしている。</p>
<p>(意見30)</p> <p>本貸付金については、社会福祉協議会からの貸付実績が減少しているにもかかわらず、継続的に1000万円以上の予算(平成21年を除く平成19年度以降)を計上している。今後社会福祉協議会からの貸付が増加することは見込まれないと考えられることから、毎年度、必要と思われる金額についてのみ予算編成をすべきである。</p> <p>(保育課)</p>	<p><b>【措置を行わない(平成25年10月16日通知)】</b></p> <p>必要額については、毎年、利用実績の状況や次年度の整備見込みなどを踏まえ、必要と思われる金額についてのみ予算編成しているものである。</p>
<p>(意見31)</p> <p>単年度貸付については、できるだけ速やかに改めるべきである。</p> <p>(保育課)</p>	<p><b>【措置済(平成26年8月26日通知)】</b></p> <p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関の融資制度も拡充されてきていることから、平成26年度をもって事業を廃止することとしている。</p>
<p>(意見32)</p> <p>単年度貸付を前提にするとしても、貸付の終了時期を決めて行うべきであり、貸付の終了時期を含めて、貸付制度の内容が具体的に分かるような要綱等を作成すべきである。</p> <p>(保育課)</p>	<p><b>【措置済(平成26年8月26日通知)】</b></p> <p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関の融資制度も拡充されてきていることから、平成26年度をもって事業を廃止することとしている。</p>

<p>(指摘12)</p> <p>本貸付金においては、根拠となる要綱等がないまま、長年に渡って貸付が実行されている。要綱は、貸付継続の可否を検討する基準ともなるものであり、本貸付金の運用にみられる問題点は、本貸付金に関して根拠・基準となるべき要綱等の定めがないことが原因の一つとなっていると考えられる。本貸付金を継続する場合には、貸付の根拠・指針となるべき要綱を作成すべきである。</p> <p>(保育課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関の融資制度も拡充されてきていることから、平成26年度をもって事業を廃止することとしている。</p>
---	---

第5章 保健福祉局の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 災害援護資金 (指摘13)</p> <p>合理的な回収事務を遂行するために、また裁判上の請求をするためには、貸付金の根拠となる条例に期限の利益喪失条項の規定があるにも拘らず、借用証等においても同条項の規定がないのであるから、同条項を明記することが絶対に必要である。また、それまでの対応として、滞納債務者に対して、債務承認や履行延期の特約合意をするときには、承認書や誓約書に期限の利益喪失条項を規定することが必要である。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>【措置済（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>貸付を行う際は借用証に期限の利益喪失条項を明記するとともに、滞納債務者に対して債務承認や履行延期の特約合意をするときに、誓約書等に期限の利益喪失条項を明記するよう改めた。</p>
<p>2 福岡市災害援護臨時貸付金 (指摘14)</p> <p>合理的な回収事務を遂行するために、また裁判上の請求をするためには、要綱に期限の利益喪失条項があるにも拘らず、借用証等においても同条項の規定がないのであるから、借用証等においても</p>	<p><b>【措置済（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>貸付を行う際は借用証に期限の利益喪失条項を明記するとともに、滞納債務者に対して債務承認や履行延期の特約合意をするときに、誓約書等に期限の利益喪失条項を明記するよう改めた。</p>

<p>同条項を明記することが絶対に必要である。また、それまでの対応として、滞納債務者に対して、債務承認や履行延期の特約合意をするときには、承認書や誓約書に期限の利益喪失条項を規定することが必要である。</p> <p>(総務課)</p>	
<p>(意見33)</p> <p>福岡市災害援護臨時貸付金については、条例を制定して、適切な時期に適正に債権放棄をして、不納欠損処理ができるようにすべきである。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>平成26年3月に制定された「福岡市債権管理条例」において、破産免責や相続の限定承認により弁済がなされない場合など、明らかに回収ができないと見込まれる場合に限って、債権放棄を行うことができる旨を規定した。</p>
<p>7 生活保護世帯等一時貸付金 (指摘15)</p> <p>本市は、生活保護世帯等一時貸付制度について、福岡市社会福祉協議会とも協議しながら、本件貸付事業の主体（福岡市社会福祉協議会への貸付制度としておくことが適切かであることを含め）、制度設計等、本貸付制度のあり方を早急に検討し整理すべきである。</p> <p>(保護課)</p>	<p><b>【措置済（平成27年7月29日通知）】</b></p> <p>生活保護世帯等一時貸付事業は、生活保護制度を円滑に運営するためには必要な事業であり、本市が事業主体となるべき事業であると整理し、平成27年4月1日から新たに福岡市社会福祉協議会へ公金としての支出事務と収納事務を業務委託することとした。</p>

第6章 経済観光文化局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市商工金融資金制度 (意見34)</p> <p>単年度預託である点については、その必要性及び長期預託への変更について検討すべきである。</p> <p>(経営支援課)</p>	<p><b>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>単年度預託である点については、毎年度の期間中における、金融機関毎・資金毎の融資残高の増減の見込みを前提に預託しているものであり、実施方法としては適正と考えている。</p> <p>長期預託に変更することについては、当該預託金の性質及び予算編成上の困難性から検討は行わない。</p>

<p>(意見35)</p> <p>単年度預託を前提とするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的にわかるような要綱や基本協定書を定めるべきである。</p> <p>(経営支援課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>平成26年度の福岡市商工金融資金制度要綱の改正において、預託金の対象に関する規定を新たに設け、預託制度の内容を明確にした。</p>
<p>2 九州労働金庫貸付金</p> <p>(意見36)</p> <p>本貸付金は必要性に乏しいので廃止を検討すべきである。</p> <p>(就労支援課)</p>	<p>【措置済（平成27年7月29日通知）】</p> <p>平成28年度からの貸付金廃止に向けて、平成27年度内に関係機関と協議を行っていく。</p>
<p>(指摘16)</p> <p>金融機関に対する預託について、その内容を要綱で定めるか基本契約を締結し、各年度の預託契約はこれらにもとづいて行うべきである。</p> <p>(就労支援課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>平成26年度の貸付実施にあたり、要綱を作成し、これに基づき約定書を締結した。</p>
<p>(意見37)</p> <p>単年度貸付である点については、できるだけ速やかに改善すべきである。</p> <p>(就労支援課)</p>	<p>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</p> <p>貸付を今後も継続する場合、貸付制度であるため、単年度で実施する。</p>
<p>4 公益財団法人福岡観光コンベンションビューローコンベンション開催資金</p> <p>(意見38)</p> <p>本貸付金は必要性に乏しいので廃止を検討すべきである。</p> <p>(MICE推進課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>公益財団法人福岡観光コンベンションビューローのコンベンション開催資金貸付金制度については、平成26年度末までに廃止する。</p>
<p>(意見39)</p> <p>本貸付金を存続させるのであれば、貸付金要項の規定を見直し、対象経費の範囲についても定めることが望ましい。</p> <p>(MICE推進課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>コンベンション開催資金貸付金制度については、平成26年度末までに廃止する。</p>
<p>(意見40)</p> <p>年度末の一般会計の収支を償わせるために銀行借入を行う扱いは再検討するこ</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>コンベンション開催資金貸付金制度の廃止に伴い、当該意見にあるような運用は</p>

とが望ましい。  (M I C E 推進課)	行わない。
------------------------------	-------

第7章 農林水産局の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡市農林業金融資金 (意見41)</p> <p>これまでの利用実績等に照らして、予算額が明らかに過大である。予算額と実際の決算額の甚だしい乖離が継続的に続いている状況は、予算制度の趣旨からすれば決して望ましいものではなく、予算額は過去の実績等に照らして合理的な範囲で算出・設定すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済（平成25年10月16日通知）】</p> <p>予算額については、資金需要に迅速に対応できるよう、一定の額の確保が必要と考えているが、利用実績の向上を図る必要もあり、平成25年度から融資利率の緩和や新たな貸付制度の創設等を行い、制度の充実を図った。</p>
<p>(意見42)</p> <p>単年度預託については、できるだけ速やかに改めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</p> <p>単年度預託については、毎年度の返済計画に基づいて必要となる金額を金融機関に預託しているものであり、実施方法としては適正と考えている。</p>
<p>(意見43)</p> <p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済（平成27年7月29日通知）】</p> <p>福岡市農林業金融資金制度要綱については、平成27年4月1日施行で改正を行い、預託期間の終了時期及び融資期間内での再預託について明記した。</p>
<p>2 福岡市漁業協同組合貸付金 (指摘17)</p> <p>現状において、福岡市漁協に対して、毎年10億円の貸付を継続する必要があるか、大いに疑問がある。</p> <p>少なくとも、貸付に関する申請にあたっては、より具体的な資金繰りの必要性や資金計画等を提出させ、資金の回転等</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>福岡市漁業協同組合貸付金については、平成25年度内に資金計画、運用状況等の整合性の検証を行い、平成26年度から福岡市漁業協同組合貸付金要綱を策定した。</p> <p>今後は、要綱に基づいた資金計画の提出及び運用状況等を報告させるとともに、資金計画と運用状況の整合性を検証していく。</p>



<p>も考慮して、どの時期に、どの金額の貸付が真に必要なのかを、具体的に検証・検討すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	
<p>(指摘18)</p> <p>本貸付金は、形式的には単年度貸付と償還を繰り返しているが、実質的な「出資」であると評価すべき現状にある。貸付であるとするならば、抽象的な「福岡市漁協の経営安定と強化を図る必要」などという理由でなく、どのような状態をもって経営安定・強化というのかを具体的に明らかにし、その具体的な計画を示させた上で、実質的な償還の実現、「貸付の終期」を明示すべきである。</p> <p>もし、これが難しいとするのであれば、政策目的実現のために「貸付」という手法によるべきであるのか、根本からの検討が必要である。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>福岡市漁業協同組合と協議を行い、平成26年度中に貸付の終了時期等を含めた経営改善及び経営安定に向けた中長期計画を策定し提出させることとした。</p>
<p>(指摘19)</p> <p>実質的には長期の貸付ないしは出資であるのに、貸付の長期化と「返済」の実態を見誤らせる、単年度貸付・償還の繰り返しについては、早急に改めるべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p><b>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>単年度貸付については、毎年度の返済計画に基づいて必要となる金額を貸付しているものであり、実施方法としては適正と考えている。</p>
<p>(意見44)</p> <p>申請時における資金計画と、実績報告との間に齟齬が見られる。その齟齬が生じた理由について確認・検証すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>福岡市漁業協同組合貸付金については、平成25年度内に資金計画と運用状況の整合性を検証した。</p>
<p>(意見45)</p> <p>福岡市漁協に対して、毎年10億円の貸付を行う必要性については、その事業</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>福岡市漁協の具体的な経営安定・強化計画を策定する中で、事業外収入増を含めた</p>

<p>収支だけでなく、経常収支ベースでの検討が必要である。福岡市漁協に対しては、本来の事業のみならず、資産の効率的な運用等を促し、事業外収入に属する項目についての収入増のための方策を検討させ、これを通じての経営安定化も促すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p>資産の効率的な運用についても検討を行うよう、平成25年度内に指導した。</p>
<p>(指摘20)</p> <p>貸付金制度を開始・継続するにあたっては、少なくともその根拠・基準となる要綱等が必要である。少なくとも早急に要綱を作成すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>福岡市漁業協同組合貸付金要綱を作成し、平成26年4月1日貸付分から適用した。</p>
<p>(意見46)</p> <p>本貸付金に関して、適当かつ十分な担保を設定すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>福岡市漁業協同組合貸付金要綱に、保証人及び担保の条文を設定し、平成26年4月1日貸付分から適用した。</p>
<p>(意見47)</p> <p>本貸付契約において、貸付先の経営破綻、支払停止、著しい信用低下、担保への強制執行等が生じた際の期限の利益喪失条項を盛り込むべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>福岡市漁業協同組合貸付金要綱及び貸付契約書についても、期限の利益喪失条項を盛り込み、平成26年4月1日貸付分から適用した。</p>
<p>3 福岡県漁業信用基金協会貸付金 (意見48)</p> <p>本貸付金に関しては、確かに、福岡県漁業信用基金協会の中期経営計画に基づき、断続的に「返済」され、貸付金額が漸減しているところであるが、同計画によっても、未だ同協会から貸付金の返済計画が十分に示されておらず、貸付金の終了時期が明示されていない状況にある。元々、本貸付金による経営支援は、例外的・緊急的なものであったと理解さ</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>福岡県漁業信用基金協会貸付金は、平成25年度をもって廃止した。</p>

<p>れるところであり、これが固定化し、既得権化することは望ましいものではない。</p> <p>本市においては、貸付金の終了時期を明示するとともに、現状の貸付金額の妥当性を再度検討する必要がある。</p> <p>(水産振興課)</p>	
<p>(指摘21)</p> <p>実質的には長期の貸付であるのに、貸付の長期化と「返済」の実態を見誤らせる、単年度貸付・償還の繰り返しについては、早急に改めるべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>福岡県漁業信用基金協会貸付金は、平成25年度をもって廃止した。</p>
<p>(指摘22)</p> <p>貸付金制度を開始・継続するにあたっては、少なくともその根拠・基準となる要綱等が必要である。少なくとも早急に要綱を作成すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>福岡県漁業信用基金協会貸付金は、平成25年度をもって廃止した。</p>
<p>(意見49)</p> <p>本貸付金については、現在も「貸付残高」も決して少額ではなく、その「返済」時期も不確定であるという現状を踏まえて、契約書第6条に基づき、一定の担保を得ておくことも検討すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>福岡県漁業信用基金協会貸付金は、平成25年度をもって廃止した。</p>
<p>4 福岡市水産業金融資金</p> <p>(意見50)</p> <p>本融資制度において、本市から他の支援を受けている福岡市漁業協同組合を融資対象者として想定していることについては、公益上の必要性・合理性の観点から疑問があると言わざるを得ない。漁業協同組合に対して本制度を利用して融資がなされた事例はなく、想定もしていないとのことであれば、要綱及び細則を改</p>	<p><b>【措置済（平成27年7月29日通知）】</b></p> <p>福岡市水産業金融資金要綱(福岡市沿岸漁業振興金融資金制度要綱・福岡市水産加工業振興金融資金制度要綱)については、平成26年4月1日施行で改正を行い、融資対象者から福岡市漁業協同組合を除外した。</p>

<p>めてその旨を明確にすべきである。 (水産振興課)</p>	
<p>(意見51) 沿岸漁業振興に関する「福岡市沿岸漁業振興金融資金制度要綱」と「福岡市沿岸漁業振興金融資金運用細則」との間に、相互に齟齬とも見られる部分が存する。「貸付限度」や「償還方法」など、本融資制度内容そのものに関するものについては、細則や運用で要綱を事実上修正すべきものではなく、要綱で明確に定めるべきである。本貸付金において、要綱と細則を分ける必要は感じないが、もし分けるのであれば、誤解の余地などがないよう、相互の定めを整理すべきである。 (水産振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成27年7月29日通知）】</b> 福岡市水産業金融資金要綱(福岡市沿岸漁業振興金融資金制度要綱)については、平成26年4月1日施行で改正を行い、運用方法等を明確に定めるとともに細則は廃止した。</p>
<p>(意見52) 水産加工業振興における独立開業資金において、要綱上、既に市内に事務所を有し、かつ、6か月以上事業を継続することを要件とするのは明らかに不合理である。また、「同一企業で引き続き7年以上勤務していること」を支援のための要綱において絶対条件としているのも、不合理であると思われる。これらの要綱上の要件については改められるべきである。 (水産振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成27年7月29日通知）】</b> 福岡市水産業金融資金要綱(福岡市水産加工業等振興金融資金制度要綱)については、平成26年4月1日施行で改正を行い、独立開業資金の対象者は、市内に住所を有し、市内で独立開業しようとする者で、水産加工業・魚介類の販売業を営む同一企業に引き続き3年以上又は同一業種に通算して5年以上勤務しているもの(退職して1年以内のものを含む)と改めた。</p>
<p>(意見53) これまでの利用実績等に照らして、予算額が明らかに過大である。予算額と実際の決算額の甚だしい乖離が継続的に続いている状況は、予算制度の趣旨からすれば決して望ましいものではなく、予算額は過去の実績等に照らして合理的な範</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b> 予算額については、資金需要に迅速に対応できるよう、一定の額の確保が必要と考えているが、利用実績の向上を図る必要もあり、貸付金の使途の見直し等、制度の充実化を図る。</p>

<p>困で算出・設定すべきである。 (水産振興課)</p>	
<p>(意見54) 単年度預託については、できるだけ速やかに改めるべきである。 (水産振興課)</p>	<p>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】 単年度預託については、毎年度の返済計画に基づいて必要となる金額を金融機関に預託しているものであり、実施方法としては適正と考えている。</p>
<p>(意見55) 単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。 (水産振興課)</p>	<p>【措置済（平成27年7月29日通知）】 福岡市水産業金融資金要綱(福岡市沿岸漁業振興金融資金制度要綱・福岡市水産加工業振興金融資金制度要綱)については、平成26年4月1日施行で改正を行い、預託期間の終了時期及び融資期間内での再預託について明記した。</p>
<p>5 福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造資金融資 (意見56) 本制度にあっては、利用が低迷している現状とその原因を踏まえた上で、本貸付金または関連制度の内容・要件等について、今一度再検討することが必要かと考える。 (漁港課)</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】 本制度については、廃止も含めた検討を行っていたが、類似の貸付制度を持つ公共下水道においても同様の検討がなされた結果、公共下水道の貸付制度は継続されることとなった。 このため、福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造資金融資制度要綱について、内容・要件等について精査したうえで要綱の改正を行い(平成27年11月4日施行)、本制度も継続することとした。</p>
<p>(意見57) 本制度にあっては、本市、金融機関、需要者が関係し、本市が需要者の家屋の水洗化を図る目的で、本市・金融機関間で資金の預託をし、金融機関・需要者間で同預託金を原資として貸付を行うものである。 要綱については、各条項が、誰の誰に対する権利・義務、権限・責務等を定め</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】 福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造資金融資制度要綱については、要綱の各条項が、誰の誰に対する権利・義務、権限・責務等を定めたものかを明示し、平成27年11月4日施行で改正を行った。</p>

<p>たものかを整理・明示すべきである。 (漁港課)</p>	
<p>(意見58) 要綱において、本市から金融機関に対する「事務費」支払の事実やその内容・支払手続についても明記すべきである。 (漁港課)</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】 福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造資金融資制度要綱については、本市から金融機関に対する「事務費」支払の事実やその内容・支払手続についての条項を追加明記し、平成27年11月4日施行で改正を行った。</p>
<p>(指摘23) 契約（覚書）については、実際の取扱いに即した内容にすべきであるし、本市にとって不利益な解釈が行われることがないように注意して条項を定める必要がある。 (漁港課)</p>	<p>【措置済（平成27年7月29日通知）】 契約（覚書）については、新たな貸し付け案件が出た際に、相手方金融機関と調整を図り、本市にとって不利益な解釈が行われることがないように内容を精査した上で、取り交わすこととする。</p>
<p>(意見59) 単年度預託については、できるだけ速やかに改めるべきである。 (漁港課)</p>	<p>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】 単年度預託については、毎年度の返済計画に基づいて必要となる金額を金融機関に預託しているものであり、実施方法としては適正と考えている。</p>
<p>(意見60) 単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。 (漁港課)</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】 福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造資金融資制度要綱については、預託の内容及び終了時期を分かるよう明示し、平成27年11月4日施行で改正を行った。</p>
<p>6 福岡市中央卸売市場資金融資制度（協調融資）（水産物部市場金融資金） (指摘24) 水産物取引精算会社が、市の委託業務として各業者への貸付けを行なっているのならば、同社に対する委託範囲や委託</p>	<p>【措置を行わない（平成30年9月19日通知）】 水産物部市場金融資金は、本市が資金の原資の一部を金融機関に預託し、その金融機関が取引代金の代払機関である水産物取引精算会社（以下、精算会社）に</p>

<p>内容を明確にした上で正式に業務委託契約を結ぶ必要がある。またその場合、貸付債権については市の債権として債権管理をしていくことも必要である。</p> <p>業務委託と考えながら、客観的にも実質的にも委託とは言い難い制度を通して運用がなされていることは非常に問題であり、新たな制度の構築を速やかに検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(市場課)</p>	<p>協調融資を行い、精算会社がそれを原資として、市場関係者に対し、金銭消費貸借契約を締結し貸付を行っているものであり、市が精算会社に対し貸付業務を委託しているものではない。</p> <p>なお、(意見61)のとおり、精算会社が貸金業登録を行わないまま、貸付業務を続けることは適当でないため、同社に貸金業登録をするよう指導を行った結果、同社において貸金業登録を行う方針が決定され、金融機関出身の役員を設置するなど、貸金業登録に向けた手続きが進められているところである。</p>
<p>(意見61)</p> <p>現状において、水産物取引精算会社は、貸付を行うことによって貸金業法に抵触している疑いがある。この点に関する監督官庁の回答によっては、同社に対し貸金業登録をするよう指導すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(市場課)</p>	<p><b>【措置済（平成30年9月19日通知）】</b></p> <p>監督官庁（県）から、「貸金業の登録が必要であると考えられる。」との見解が示されたことを踏まえ、水産物取引精算会社に貸金業登録をするよう指導を行った結果、同社において貸金業登録を行う方針が決定され、平成29年度に金融機関出身の役員を設置するなど、貸金業登録に向けた手続きが進められているところである。</p>
<p>(意見62)</p> <p>水産物部鮮魚市場では、決済システムの間と末端の双方に資金を貸し付ける（融資する）状況となっており、他市場との比較においても、その必要性に疑問がある。市場の確実な信用決済を図るといふ趣旨の達成に最も適切な貸付先、及び貸付先に対する貸付けの必要性について、改めて検討がなされるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(市場課)</p>	<p><b>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>他市場には、決済資金の支払いを長く猶予したり（食肉部）、決済資金を買受人組合が代払いしたりする（青果部）仕組みがあるのに対し、水産物部には、そのような仕組みがないことから、卸売業者等の出資により設立された水産物取引精算会社が代払い業務を行っている。</p> <p>水産物部では、決済システムの末端に位置する仲卸業者等に資金需要が生じていることに加え、決済システムの間と位置する水産物取引精算会社においても、支払</p>

	い期日の関係などから資金需要が生じているため、融資が必要であると判断している。
<p>(意見63)</p> <p>水産物取引精算会社から提出されている月例報告書では、貸付残額や利息、延滞債権の回収状況などが全く分からない。これでは、要綱に定められている「貸付金の償還状況に関する」報告書とは言えず、月例報告書の記載内容を改めるべきである。また、実際の貸付契約の内容が分からないことから、「融資金の運用状況に関する」報告として、貸付の際の契約書や借用証の写しを、「詳細の分かる書類」として報告書に添付するよう求めるべきである。</p> <p>(市場課)</p>	<p><b>【措置済（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>平成25年4月に要綱を改正し、貸付金の償還状況に関する月例報告書の様式を定め、貸付残額等を記載するよう改めた。</p> <p>また、貸付を行った場合に、契約内容が分かる書類として返済計画等が記載された資料を添付するよう求めた。</p>
<p>(指摘25)</p> <p>水産物取引精算会社から提出されている月例報告書には、貸付以外に運用した融資金に関する報告がなく、要綱上求められている「融資金の運用」に関する報告書が提出されていない状況にある。当該融資の必要性、公益性を検討するためにも、これを報告するよう指導すべきである。</p> <p>(市場課)</p>	<p><b>【措置済（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>平成25年4月に要綱を改正し、融資金の運用状況に関する月例報告書の様式を定め、水産物取引精算会社に報告書を提出するよう指導した。</p>
<p>7 福岡市中央卸売市場集荷対策金融資金制度（直接・協調融資）</p> <p>(意見64)</p> <p>本制度において、福岡食肉市場（株）は、貸付を行うことによって貸金業法に抵触している疑いがある。この点に関する監督官庁の回答によっては、同社に対し貸金業登録をするよう指導すべきである。</p>	<p><b>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>監督官庁（県）に照会を行ったところ、貸金業の登録の必要はないとの回答を得たため、措置を行わないこととした。</p>



(市場課)	
<p>(指摘26)</p> <p>福岡食肉市場（株）から提出されている月例報告書では、要綱上求められている「融資金の運用に関する報告」がなされていない。これを報告すべく、報告書の記載内容を改めるよう指導すべきである。また、貸付状況から月例報告の必要がないということであれば、年度当初及び年度末に報告書を提出するよう、要綱の規定を改正すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(市場課)</p>	<p><b>【措置済（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>平成25年4月に要綱を改正し、月例報告書の様式に、融資金の運用に係る報告（貸付残額等）を記載するよう改めた。</p> <p>また、報告の頻度は、毎月報告を継続することとした。</p>
<p>(指摘27)</p> <p>集荷対策融資金制度要綱は、卸売業者が生産者に対し何の資金を貸し付けるのかという制度の根幹に関する定めを欠いている。速やかに、規定を設けるべきであるし、その際には、公益目的を達成するために必要な貸付について改めて検討をした上で、貸付の対象とする範囲を具体的に列記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(市場課)</p>	<p><b>【措置済（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>平成25年4月に要綱を改正し、卸売業者が生産者に対し、素牛及び生産等に必要な資材の購入資金を貸し付けることを規定した。</p> <p>また、貸付対象の範囲を「飼料、肥育道具類、畜舎の改築等の費用など、肉牛又は肉豚を肥育、出荷するために必要な資材」として具体的に列記した。</p>
<p>(意見65)</p> <p>集荷対策融資金制度では、生産者への貸付けにあたって一定頭数の出荷を条件としており、出荷がなされない場合は直ちに期限の利益を喪失させる取り扱いとしているとのことであったが、かかる取り扱いに関する規定を欠いていることから、要綱の改正が望ましい。</p> <p>なお、要綱に新たに規定を設けるにあたっては、中央卸売市場への集荷という公益目的に照らし、契約違反に対していかなる措置をとるべきか、改めて検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(市場課)</p>	<p><b>【措置済（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>平成25年4月に要綱を改正し、貸付けを受けた生産者が一定頭数の出荷をなさない場合は、当該年度の貸付けを取り消したり、翌年度の貸付対象から除外したりすることを規定した。</p>

第8章 住宅都市局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 住宅新築資金等貸付金 (意見66)</p> <p>本貸付金においては、福岡市住宅新築資金等貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱において規定された手続が取られていないものが多数見られた。現在の担当課に変更されてからは、回収業務が強化され、手続も適正になされてきているようではあるが、今後、更に要綱の手続を意識し、記録化を適正に行った上で、回収業務を行うべきである。</p> <p>(住宅管理課)</p>	<p>【措置済（平成25年10月16日通知）】</p> <p>今後とも適正な事務手続きによるしつかりとした回収業務に取り組んでいくとともに、要綱の手続きの認識と適正な記録化を徹底することとした。</p>
<p>(意見67)</p> <p>債務名義を取得したり、債務承認書を提出させるなどして、時効管理を適正に行うべきである。</p> <p>(住宅管理課)</p>	<p>【措置済（平成25年10月16日通知）】</p> <p>債務名義をとる実効性のある滞納者があるか個別状況を調査するとともに、機会をとらえて債務承認書の提出を求めるなど、適正な時効管理に努めることとした。</p>
<p>(指摘28)</p> <p>福岡市住宅新築資金等貸付金償還金の不納欠損処分実施要領第3条の基準については、福岡市住宅新築資金等貸付金条例第8条第2項第1号の「特別の事情」を具体化した基準としては緩やかすぎるものであり、福岡市住宅新築資金等貸付金条例第8条第2項第1号の「災害」と同視ないし類似の事情とは言えない。早急に、基準について検討をし、「災害」と同視ないし類似の事情と叫ぶ基準を策定すべきである。</p> <p>(住宅管理課)</p>	<p>【措置済（平成25年10月16日通知）】</p> <p>不納欠損処分実施要領第3条の基準について所要の改正を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1項において「特別の事情」である旨の明文化</li> <li>2 債務者に対する基準の厳格化(第1項第1号④の削除及び第1項第1号⑤における「長期疾病、高齢」部分の修正)</li> <li>3 第2項の削除</li> </ol>
<p>(意見68)</p> <p>不納欠損処理を適正に行うべきである。</p> <p>(住宅管理課)</p>	<p>【措置済（平成25年10月16日通知）】</p> <p>回収不能な債権が発生しないよう取り組みながら、適切な不納欠損処理を行っていくこととした。</p>

<p>3 住宅建設資金融資金 (意見69)</p> <p>単年度預託については、できるだけ速やかに改めるべきである。</p> <p>(住宅計画課)</p>	<p>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</p> <p>金融機関との間に、融資期間が13年を経過したものについての預託は行わない旨の合意ができており、また要綱上もその旨を記載していることから、措置を行わないこととした。</p>
<p>4 福岡市宅地防災工事資金融資制度 (意見70)</p> <p>単年度預託については、できるだけ速やかに改めるべきである。</p> <p>(開発・建築調整課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>預託を行う際には、毎年度当初に金融機関と契約を締結し、毎月、金融機関から融資金運用状況の報告を受け、実態を把握していることから、単年度預託は妥当であると判断し、措置を行わないこととしたが、要領を改正し、預託の終了時期を定めた。</p>
<p>(意見71)</p> <p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。</p> <p>(開発・建築調整課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>福岡市宅地防災工事資金融資制度運営要領を一部改正し、預託制度の内容及び預託の終了時期を明記することとした。</p>

#### 第9章 道路下水道局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市水洗便所改造資金貸付金 (意見72)</p> <p>本制度にあっては、利用が低迷している現状とその原因を踏まえた上で、本貸付金または関連制度の内容・要件等について、今一度再検討することが必要かと考える。</p> <p>(下水道河川管理課)</p>	<p>【措置済（平成25年10月16日通知）】</p> <p>下水道整備予定区域の整備状況を勘察し、平成27年度を目処に廃止を含めた本事業の見直しを行う。</p>
<p>(意見73)</p> <p>本貸付規則が求めている要件に、必ずしも合致しない運用・広報がなされている模様である。本貸付規則が、必要性に</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>貸付規則の変更については、平成25年度に統一した表記に修正し、平成26年度より施行している。</p>

<p>応え切れておらず、運用実態にも合致していないということであれば、あくまでも適正な手続を経た上でこれを改めるべきである。</p> <p>(下水道河川管理課)</p>	
<p>(指摘29)</p> <p>本貸付金について、期限を指定して「督促した後相当の期間」を経過してもなお履行されないとき、すなわち、督促状・催告書等を発してから概ね1年以内のうちには、「徴収停止」・「履行延期の特約等」等の手続をとらない以上は、訴訟手続による履行請求等を行うことを検討しなければならない。</p> <p>(下水道料金課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>平成26年度より「福岡市債権管理条例」が施行されたことに伴い、徴収手続きを遵守するため、財政局にて作成された「債権管理マニュアル」に従いながら、財政局と連携して、手続を実施していくこととした。</p>
<p>(指摘30)</p> <p>本貸付金について、少なくとも複数回以上にわたる継続的な滞納が生じた場合において、「徴収停止」・「履行延期の特約」等の手続をとらないのであれば、福岡市水洗便所改造資金貸付金規則及び「水洗便所改造資金借用書」における規定に基づき、債務者の期限の利益を喪失させる意思表示をすべきである。</p> <p>(下水道料金課)</p>	<p><b>【措置済（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>十分に実態を把握し、悪質または複数回以上にわたる滞納者には、期限の利益を喪失させる「繰上徴収通知書」を送付することとした。</p>
<p>(意見74)</p> <p>収納事務におけるマニュアルには、私債権である本貸付金も念頭におき、例えば、どの時期に、どのようなことを検討し、どのような手順で、訴訟提起や支払督促手続などを行うか、それとも「徴収停止」、「履行延期の特約等」、「免除」等の手続を検討するかを記載すべきである。また、決して漫然と消滅時効を進行させて時効を完成させることがないように、債務者からの「債務承認書」提出の</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>「水洗便所改造資金貸付償還金収納整理マニュアル」を財政局にて作成された「債権管理マニュアル」に倣い、具体的な「訴訟」等の債権回収方法や、「徴収停止」等の猶予手法、「債務承認書」提出手法などを記載した内容に改訂した。</p>

<p>手法なども併せてマニュアル化しておくのが望ましい。</p> <p>(下水道料金課)</p>	
<p>(指摘31)</p> <p>既に時効期間が経過しているような債権や、実質的に回収が見込めないと評価している債権については、消滅時効の援用による債権消滅を待つのではなく、このような事態が生じた原因や理由等のチェックを経る必要があり、適時・適切な債権放棄及び不納欠損処理を行うべきである。</p> <p>(下水道料金課)</p>	<p><b>【措置済（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>既に時効期間が経過しているような債権や、実質的に回収が見込めないと評価している債権については、関係法令や不納欠損処理要領に基づき、適時・適切に債権放棄や不納欠損処理を実施することとした。</p>
<p>3 福岡市建物移転等資金融資 (意見75)</p> <p>単年度預託については、できるだけ速やかに改めるべきである。</p> <p>(用地調整課，住宅都市局地域計画課)</p>	<p><b>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>預託にあたっては、毎年度当初に金融機関と覚書を締結し、毎月、金融機関から融資金運用状況の報告を受け、償還、滞納等の実体を把握している。</p> <p>また、預託先の金融機関が経営破綻になっても決済用普通預金を活用しているため、預託金は全額保証される。</p> <p>さらには、予算は同一単年度主義であり、財政上の点を考慮すると、単年度預託は妥当であると判断し、措置を行わないこととした。</p>
<p>(意見76)</p> <p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。</p> <p>(用地調整課，住宅都市局地域計画課)</p>	<p><b>【措置済（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>福岡市建物移転等資金融資制度要領を一部改正し、預託制度の内容及び預託の終了時期を明記することとした。</p>
<p>第10章 水道局の貸付金</p>	
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>

<p>1 福岡市水道局給水工事資金融資制度 (意見77)</p> <p>単年度預託については、できるだけ速やかに改めるべきである。 (節水推進課)</p>	<p>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</p> <p>本預託は、金融機関と協議の上で覚書を締結し実施しているものであり、金融機関から融資金運用状況の報告を受け、償還、滞納等の実態を把握するとともに、預託金についても、決済用普通預金を活用することで安全性を確保していることなどから、単年度預託は妥当であると判断し、措置を行わないこととした</p>
<p>(意見78)</p> <p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきである。 (節水推進課)</p>	<p>【措置済（平成25年10月16日通知）】</p> <p>福岡市水道局給水工事資金融資制度実施要領を一部改正し、預託の終了時期を明記することとした。</p>

第11章 交通局の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 高速鉄道事業貸付金 (指摘32)</p> <p>一般会計から高速鉄道事業会計への無利子の貸付は、実質的には利子の補助であり、一般会計から補助ができる場合を限っている地方公営企業法の定め、趣旨に反していると考えられることから、早急に改める必要がある。高速鉄道事業のより一層の経営健全化努力によっても、かかる状況の解消が難しいのであれば、同会計の恒常的な資金不足に対しては、出資ないし長期貸付けによる手当の検討がなされるべきである。 (経理課)</p>	<p>【他の方法で対応（平成25年10月16日通知）】</p> <p>一般会計が高速鉄道事業会計に行っている無利子貸付は、下記の理由から法の定め、趣旨に反しているとはまでは言えないことから、当面の間継続することとする。</p> <p>ただし、高速鉄道事業会計の安定的な経営を行っていくため、恒常的な資金不足の解消は必要不可欠であることから、より一層の経営健全化努力等により資金不足の早期解消に努める。</p> <p>なお、出資ないし長期貸付けによる手当については、一般会計の財政状況等も勘案し、今後、検討を行っていく。</p> <p>・法の定め、趣旨に反しているとはまでは言えない理由</p> <p>① 地方公営企業法（以下 法という）29条においては、一般会計から企業会</p>

	<p>計に対する一時貸付自体は否定していないこと</p> <p>② 法17条の3に規定されている「特別の理由」について個別具体の例示は無いが、国が通知する「繰出基準」においても「経営健全化」等を目的とした補助の事例があり、また、他都市においても、経営健全化等を目的とした繰出基準外での任意の利子補助を行っている事例があることから、経営健全化に資するために行う利子補助は、「特別の理由」に該当するものであると考えられること</p> <p>③ 法17条の3においては補助の方法について特段の規定は無いが、逐条解説によれば、「一般的に補助は補助金の交付という形でなされるものであるが、財産の無償貸付等補助金以外の方法で補助を行うことも差し支えない」と記載されており、無利子貸付という手法を用いて、利子補助を行うことは法の趣旨に反するものではないと考えられること</p>
--	---

第12章 教育委員会の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 財団法人福岡市教育振興会貸付金 (指摘33)</p> <p>貸付金制度を開始、継続するためには、その公益性、必要性や償還期限等の根拠となる要綱が必要であり、これを早急に作成すべきである。</p> <p>(学事課)</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>平成26年3月に「公益財団法人福岡市教育振興会貸付金貸付要綱」を策定し、平成26年4月1日より施行している。</p>
<p>(指摘34)</p> <p>奨学生採用基準たる収入基準として、現在の日本学生支援機構の基準を使うことには、その妥当性に疑問がある。経済</p>	<p>【措置済（平成27年7月29日通知）】</p> <p>奨学生採用基準については、日本学生支援機構の基準に準拠しているが、県においても在学募集時にはこれと概ね同等の基</p>

<p>的援助を真に必要とする子どもたちに対する奨学金制度を安定して継続するためにも、市の状況に応じた採用基準を検討すべきである。</p> <p>また、奨学生採用基準の開示については、過去の監査の求めにもかかわらず、特に理由もないまま放置されている。そこで、採用基準の見直しを踏まえた上で、速やかに開示がなされるべきである。</p> <p>(学事課)</p>	<p>準で採択しており、妥当な基準であるため、現行どおりとする。</p> <p>また、採用基準の開示については、平成25年10月より実施している。</p>
<p>(指摘35)</p> <p>現状の貸付手続では、奨学規程の定めがないまま所得に関する証明書を徴求したり、奨学金借用証書を奨学規程の定めと異なる時期に徴求するといった、奨学規程に反する運用が見受けられた。かかる状況を改めるため、奨学規程を改正すべきである。</p> <p>(学事課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>所得証明書については、平成26年度奨学生の募集にあたり、奨学生願書とあわせて提出する必要があることを奨学規程に定めた。</p> <p>また、借用証書については、実際の貸付手続に準じ、奨学生採用決定の通知を受けた後に提出するよう、平成25年3月に奨学規程の改正を行った。</p>
<p>(指摘36)</p> <p>奨学生から徴求している借用証書には、期限の利益喪失の定めを明記すべきである。</p> <p>(学事課)</p>	<p><b>【措置済（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>期限の利益喪失に関する事項については、平成26年度以降に採用する奨学生からの適用に合わせ借用証書に明記した。</p>
<p>2 地域改善対策奨学金 (意見79)</p> <p>債権管理について、その正確かつ適切な処理を担保するに足る定めを欠いている。早急に「市の定める債権管理に関する規則」という規定を作成すべきである。</p> <p>(人権・同和教育課)</p>	<p><b>【措置済（平成26年8月26日通知）】</b></p> <p>奨学金に係る債権管理の取り扱いについては、「福岡市債権管理条例」の制定を踏まえて「返還指導事務処理要領」を作成し、適切な事務処理を定めた。</p>
<p>(意見80)</p> <p>免除対象を期限未到来債権に限る取り扱いには疑問もあり、本奨学金の制度趣</p>	<p><b>【措置を行わない（平成25年10月16日通知）】</b></p> <p>免除対象の取り扱いについては、国の定</p>



旨や債権回収の状況等を踏まえた検討が必要と思われる。

本事業が国の事業であり、一自治体として取扱いを定めることが難しいのであれば、国との協議、検討を図っていくべきである。

(人権・同和教育課)

めによるものであることから、所管の文部科学省と協議を行ったが、国庫保全・制度上の趣旨から国が免除対象範囲を拡大する考えはないとのことであった。今回の国の考えを踏まえ、措置を行わないこととした。